

米子市文化活動館使用等（変更）許可申請書

令和 年 月 日

指定管理者 旭ビル管理株式会社 様

団体の名称
 申請者 住所又は
 所在地
 代表者氏名
 （電話 ）

次のとおり、米子市文化活動館の使用等の（変更）許可を申請します。

使用の目的			
使用する日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から	令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
使用する施設			
利用予定人員	人		
使用する附属設備及び器具			
使用者がする特別の設備	1 設備する（別紙図面のとおりに） 2 設備しない		
使用責任者	住所		
	氏名	（電話 ）	
米子市文化活動館使用等（変更）許可書 上記の申請について、使用等（の変更）を許可します。 令和 年 月 日 指定管理者 旭ビル管理株式会社	使 用 料		
	施設		円
	冷暖房		円
	合計		円
許可条件			

- 1 この処分（米子市文化活動館使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
（地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。
（行政事件訴訟法第14条第2項本文）